

今野 農 提出 学位申請論文（課程博士）

『野外博物館成立史の研究』 審査要旨

### 論文の内容の要旨

申請論文は、野外博物館の成立に関し従来の博物館学史のみに囚われることなく、広く二十世紀前半の社会思想史・制度史・社会的事業史等に基軸を置いた上でアメリカ合衆国に於ける野外博物館の成立と変遷、更には我が国での当該思想の受容について論じたものである。

本論文は、第一編「アメリカにおける国立公園制度と野外博物館」、第二編「保護制度の確立」、第三編「博物館と野外博物館論」の三編十二章と序章・終章から構成されている。

第一編第一章「アメリカにおける国立公園制度の成立過程」では、戦前期のアメリカ合衆国における野外博物館成立過程を纏めた上で、アメリカ合衆国の国立公園の保護政策は、「保存」と「活用」を同時に図るものである点を指摘している。「保存」対象の基準は、特殊性に基づく「風景」である場合が多く、極めて文化財的な保護の有り方であるとし、「保存」のために、林業や鉱業、放牧といった生業的利用は規制された一方で、大衆の利用を奨励する観光業は容認されたことを明らかにした。

第二章「アメリカの国立公園における博物館協会参画以前の博物館活動」では、国立公園で展開された初期の博物館は、当時のアメリカ合衆国の自然史博物館の水準からは数段劣っていた点を先ず明確にした。その上で、国立公園における博物館意識の萌芽は、アメリカ社会での当該時期の美術館、歴史館等の人文系博物館は基より自然史系博物館で形成された博物館意識の介入の結果ではなかった点を明瞭にしている。つまり、行政によるトップダウン式ではなく、

「大衆的教育」を目的に、あくまで現場サイドから発生した思潮であった点を  
実証した。

第三章「アメリカ博物館協会の参画から戦前までの博物館活動」では、前章  
で詳述した博物館協会参画以前とは大きく異なり、同協会の協力後は公園局の  
職員が博物館を重視すると同時に、博物館学者も公園のコンセプトをよく理解  
し、それに適った博物館の創設が試みられた点を論究している。当時既に表出  
した国立公園の大衆化に関する問題では、一般に対する理解と賛同を得て国立  
公園事業が展開された点を明確にした。また、アメリカ博物館協会の国立公園  
への参画後は、出現期の野外博物館とは目的が異なる教育へと変容し、結果と  
してアメリカ合衆国では「教育」が野外博物館創設の動機であり、「保存」が  
創設の核たる動機であった北欧で展開された野外博物館とは対照を示す点を強  
調している。野外の展示に対する博物館の内部の展示スタンスとしては、積極  
的な解説を試みるか、補助に徹するべきかという問題点や、博物館建物の規模

に関する理念、解説のポイントを特徴的な現象に絞って、人々の関心事に関する解説の困難さなどについて、当時の展示上の具体的技術に関しても纏めている。国立公園での博物館事業が発展した理由については、公園の運営者であるレンジャー・ガイド・研究者等々多くの人々が参画していることや、当該事業を継承させるべく目的で後任者の人材育成があったことも明確にしている。

第二編「保護制度の確立」では、第一章「黎明期の文化財保護」、第二章「史蹟名勝天然紀念物保存法」、第三章「国立公園の成立」を設け、歴史的、自然的遺産の保護体制が確立されていく過程を整理した上で、「野外博物館」を實踐すべき土壌として、教育的な「活用」に対する議論が低調であった点を指摘した。さらに、第四章「観光の成立」を設け、ツーリズムの成立と保護区および博物館との関連を概観している。

第三編「博物館事業促進会・博物館協会と野外博物館」では、博物館協会の機関誌を精査することにより、当該時代における博物館学学術団体による論説

等から、「野外博物館」の理論の成立過程を編年だつて纏めている。

さらに第二章「戦前期における棚橋源太郎の野外博物館論」では、当時博物館協会を牽引した棚橋源太郎による野外博物館論を詳細に分析し、初期の野外博物館論が郷土博物館の展開過程において論じられている点や、スウェーデン王国のスカンセン野外博物館をはじめとする北欧発祥のオープン・エア・ミュージアム (Open Air Museum) 概念の受容及びアメリカの博物館学者コールマン (L. V. Coleman) による論理の受容が、我が国では不十分であった点を明確に指摘した。

第三章「戦後の博物館と野外博物館」では、戦後における文化財保護体制の変化過程に触れ、日本の博物館協会が直面した課題と野外博物館論の展開について論じ、博物館協会が文化財保護問題について最初に行った運動結果の調査研究書である『戸外文化財の教育的利用』の内容精査、及び博物館法制定下での論理を追究している。これにより、戦前にはなかった実践的な試案や、促進

にあたっての目的、方法、機関等々を明確にし、中でも実践に当たって永続的、かつ地方に連絡を有する常置の主導的機関の必要を説き、次の点を明らかにした。欧米の顕著な事例を範としつつも、わが国における既存の保護制度を適用しているため、各所に矛盾が発生し、博物館として新たに「文化財」の価値を創出するまでには及ばなかったこと、更に博物館学に「戸外（野外）博物館」を明瞭に位置付けられていなかった不十分さや、観光に対する機運の盛り上がりや、観光を推進運動の一助としたこと等を指摘し新たな視点を提供している。

第四章「戦後における棚橋源太郎と木場一夫による野外博物館論の展開」においては、棚橋自身の戦前の論理との相違点を明確にし、博物館法制定や博物館事業拡張を意図した文化財保護問題から、戸外博物館論を展開し、欧米の事例を範としつつ日本の法制度に則って位置付けを試みざるをえなかったために多くの矛盾点が生じ、最終的に棚橋の博物館学には「戸外博物館論」が組織され完成することはなかったと結論付けている。他方、協会を主導した棚橋との

比較から、木場の「路傍博物館」の考え方は教育的、社会的課題に対応すべき施設であるとする考え方であったが、実践において主導的な立場になり得なかった点についても新たな考え方を提示した。

第五章「鶴田総一郎と新井重三による野外博物館の実践」では、棚橋、木場の影響を受け、野外博物館の実践にあたった鶴田と新井による論考や実践された野外博物館を評価検討した上で、両研究者が先学の論考を十分に踏まえ、あくまで形式的な野外博物館論の受容にとどまっていたと主張する。

結論として、博物館学確立期であった昭和三・四十年代の先学諸氏の論考は、十分に海外事例を咀嚼せず、あるいは先行研究が十分に検討されず、実際に日本博物館協会が提言を試みた戦後間もない頃の状況と比較しても確固たる野外博物館論を確立するには至っていなかった点を明確にし、その上で戦後の二の舞を避け、野外博物館事業に参画できる理論的・実践的基盤を博物館学は追究せねばならないと結んでいる。

## 論文審査の結果の要旨

我が国に於ける野外博物館の設置数の稀少さに比例して博物館学研究の中でも野外博物館に関する研究は、研究者も極めて少なく、これに伴い当該分野は博物館学研究の中でも研究成果が稀薄であるのが現状と言える。この野外博物館学分野に於いて、我が国での野外博物館史や数少ない野外博物館の事例研究ではなく、その前史を原著で渉猟し、アメリカ合衆国の国立公園に求めた点が本論の最大の特徴である。したがって、かかる観点では博物館学に於ける新しい領域設定と把握し得るものであると言えよう。更にまた、我が国では野外博物館の濫觴とその歴史を、明治時代中期以降今日に至るまで、スカンジナビア圏域に求める思考が常套であったが、論者は前述したように野外博物館の成立をアメリカ合衆国の国立公園に求め、その具体を国立公園成立史の中に位置付け、詳細を明確にした。換言すればこの点は、従来野外博物館は人文系博物館



の範疇での取り扱いを通常として来たものを自然系からの、それも博物館ではなく国立公園からの発生とする巨視的な視座からの考え方であり、本領域にあつては大いなる成果であると評価できるものである。

第一編は、「アメリカにおける国立公園制度と野外博物館」と題し、アメリカ合衆国に於ける国立公園制度の成立、次いでアメリカ博物館協会 (American Association of Museums) 参画以前のビジターセンターでの広義の意味での博物館活動を『Museum Curationship』、『Research and Education in the National Parks』等々の原著を渉猟し、国立公園に見る野外博物館の萌芽とその実態にせまっている。具体的には十九世紀末の国立公園を基盤とするアメリカ合衆国に於ける博物館思潮は、自然史博物館等で形成された博物館学知識の関与に依拠したものではなく、国立公園のレンジャーやガイド、調査に携わった研究者によって自ずと醸成された思想であり、これはまた自然保護教育を基本理念としたもので、当概理念は当時のアメリカ社会に於ける博物館教育理念

の一定水準に達していたことを明らかにしている。確かに、この点は北欧の野外博物館が「保存」を目的として開始されたのに対し、アメリカの野外博物館を含むすべての博物館が「教育」を第一義としているところからも整合性があり、説得力がある論となっている。

第二編は、「我が国における保護制度の確立」で、明治時代前半期における黎明期の文化財保護、史蹟名勝天然紀念物保存法、国立公園の成立を先行研究を踏まえながら、論者特有の緻密な文献渉猟により新たな資料を加え、論を展開した意義は大きいと評価できる。中でも第二章「史蹟名勝天然紀念物保存法の成立」の二・二「学者や官僚による保護論」で扱われた東京府知事であった井上友一の存在とその著作類は博物館学界では未だ知られていない資料であり、博物館学に於いて発見の意義は極めて大きいと言える。

同様に、黒板勝美の「東照宮寶物陳列館に就て」『神社協会雑誌』は、『古代文化の保存と研究』（黒板博士記念会編）・『黒板勝美先生遺文』（吉川弘文館）・

『虚心文集』（吉川弘文館）にも所収されていない文献であるなど、全体に博物館学界では未知の文献を数々見出し、新たな論を展開している点は評価できる。

しかし、第四章「観光の成立」の章は、戦前期の観光事業の歴史について概観しているのみで終了しているのは不十分と言わざるを得ない。また、論者が史跡名勝天然紀年物保存法の成立の機運を醸成し、基盤となったのはドイツに於ける郷土保護思想・運動であったハイマートシユツツ (Heimatschutz) であったとしたことは、従来の先行研究の成果を踏まえた正鵠を射た結論であり、我が国への同思想の受容と当該理論の咀嚼による展開については詳述されていないものの、ドイツでの Heimatschutz の実態については全く触れられていないのも残念である。確かにこの点に関しては、博物館学の濫觴であるドイツに於ける博物館学の研究が、我が国では大幅に立ち後れているところから今後の研究に期待したい。

第三編は、「博物館事業促進会・博物館協会と野外博物館」「戦前期における

棚橋源太郎の「野外博物館論」「戦後の博物館と野外博物館」「戦後における棚橋源太郎と木場一夫野外博物館論の展開」「鶴田総一郎と新井重三による野外博物館の実践」を扱い、既存の文献資料を「野外博物館」という視点によって、欧文との比較や体制・学説といった社会的状況、論者の立場、時代的変遷等を細かく整理し、従来指摘されてこなかった点に言及している。特に、従来論究の乏しかった日本博物館協会編『戸外文化財の教育的利用』を細部にわたって検討している点や、木場一夫による「路傍博物館」に関する研究史上の誤認を指摘した上で新たな論点を提起するなど評価すべき点は多い。

本論文は一部指摘した通り、遺漏部分や稚拙で不具合な表現等々が看取され、まだまだ荒削りと言わざるを得ないが、野外博物館設立史に関しては類を見ない論文であるところに最大の意義が認められる。論者が結章で明記しているように今後一九七〇年代の高度経済成長期における文化財保護体制の変革や論理の変遷、更には実践事例等を展開することにより野外博物館の体系化に十分進

展が期待できる基盤研究であると評価できる論述となっている。

よって本論文の提出者今野農は、博士（歴史学）の学位を授与せられる資格があると認める。

平成二十二年二月十八日

主査 國學院大學教授 青木 豊 ①

副査 國學院大學教授 上山 和雄 ①

副査 國學院大學教授 吉田 恵二 ①